

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第51号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(地域振興局長への委任) 第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。 (1)～(290) (略) (291) 水防法（昭和24年法律第193号） <u>第10条第3項又は第11条第1項の規定により、洪水予報等を水防管理者及び量水標管理者に通知すること。</u> (291)の2 水防法第13条第2項又は第3項の規定により、河川の水位が <u>洪水特別警戒水位</u> に達した旨を水防管理者及び量水標管理者に通知すること。 <u>(291)の3 水防法第13条の3の規定により、海岸の水位が高潮特別警戒水位に達した旨を水防管理者及び量水標管理者に通知すること。</u> (292)～(544) (略) 2～10 (略)	(地域振興局長への委任) 第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。 (1)～(290) (略) (291) 水防法（昭和24年法律第193号）第11条第1項の規定により、 <u>洪水予報</u> を水防管理者及び量水標管理者に通知すること。 (291)の2 水防法第13条第2項又は第3項の規定により、河川の水位が <u>特別警戒水位</u> に達した旨を水防管理者及び量水標管理者に通知すること。 (292)～(544) (略) 2～10 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。